

# 議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

## 議案名

議案第19号 桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

主な改正点は次のとおりです。

項目	主な改正内容
介護予防認知症対応型通所介護	①管理者の配置基準の緩和 ②地域と連携した災害への対応の強化 ③認知症介護基礎研修の受講の義務付け
介護予防小規模多機能型居宅介護	①小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し ②過疎地域等におけるサービス提供の確保 ③認知症介護基礎研修の受講の義務付け
介護予防認知症対応型共同生活介護	①地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 ②認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し ③外部評価に係る運営推進会議の活用 ④計画作成担当者の配置基準の緩和 ⑤認知症介護基礎研修の受講の義務付け
全サービス共通	①感染症対策強化 ②業務継続に向けた取組の強化 ③会議や多職種連携におけるICTの活用 ④利用者への説明・同意等に係る見直し ⑤記録の保存等に係る見直し ⑥運営規程等の掲示に係る見直し ⑦高齢者虐待防止の推進

(施行期日：令和3年4月1日)

## 背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、それまで国(厚生労働省令)で定めていた、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準等について、平成 25 年 4 月 1 日に省令を参酌し、当条例を定めました。

令和 3 年 4 月 1 日、省令が一部改正されるため、市の指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。